

1 用語解説

用語	解説	掲載ページ
あ		
あいサポート運動	県民を始め、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践することにより、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。平成 21（2009）年 11 月に鳥取県で開始し、平成 23（2011）年 4 月には島根県、平成 23 年 10 月に広島県でも開始した。	13
え		
エイズ	「後天性免疫不全症候群」のこと。HIV 感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。	21
HIV 感染	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態。	21、 22
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	27、 29
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援」の 5 部門を柱とする事業を実施している。	6、 19、 20
LGBT	「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。	19
き		
北朝鮮当局による拉致問題等	北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題。	29
け		
県障害者権利擁護センター	障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待防止法」に基づき設置。主に使用者（障害のある人を雇用する事業主など）による虐待など、障害のある人の権利を脅かす行為に気づいたときの相談、通報、届出の窓口を運営している。	13
こ		
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。	10、 11
こども家庭センター	児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に 3 か所（西部、東部、北部）設置。	8

用語	解説	掲載ページ
し		
児童虐待	保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されている。	1, 8, 9
障害者虐待	「障害者虐待防止法」では、虐待の主体に着目して、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の三つに分類し、行為については、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の五つに分類している。	12, 13
障害者虐待防止ネットワーク推進会議	「障害者虐待防止法」第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議。	13
障害者実雇用率	常用労働者（1年を超えて雇用されている、あるいは雇用されることが見込まれる労働者）の人数に対して、常用雇用している障害者を、「障害者雇用促進法」の規定により、障害の種別・程度・勤務時間に応じて換算した人数の割合。	12, 14
障害者に関するマーク	障害のある方に配慮した施設であることや、様々な障害について分かりやすく表示するためのマークや標示。	13
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。COVID-19。	1, 21, 22
人権擁護委員	「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務局・地方方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行う民間ボランティア。市町村からの推薦を受け法務大臣が委嘱する。	31
す		
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。	3, 4, 5
せ		
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。 多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある（性同一性障害）。	1, 2, 3, 19, 20
性的指向	人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。	1, 2, 3, 19, 20
性被害ワンストップセンターひろしま	性被害に遭われた方に対して、電話・面接による相談対応及び医療・法律等の専門支援機関の紹介を行い、心身の負担の軽減及び健康の回復を図ることを目的として県が設置する相談窓口。	5, 6, 26
世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。	21

用語	解説	掲載ページ
セクシュアルハラメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。	4, 5
そ		
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。	32
た		
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（広島県男女共同参画推進条例第2条第1項）	4, 6, 19
デートDV	結婚前の恋人間の暴力のこと。	5, 6
ち		
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの四つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人などの市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事。	11
に		
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。	10, 11
認知症サポーター	自治体等が開催する所定の養成講座を受講することで、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を手助けしたり、見守ったりする地域のボランティア。	11
は		
配偶者等からの暴力（DV）	「DV防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。 また、「暴力」とは、「DV防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。	3, 4
犯罪被害者等	犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。	25, 26
ハンセン病	らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。	21, 22

用語	解説	掲載ページ
ひ		
広島県人権啓発活動ネットワーク協議会	県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会。(平成10年11月26日発足)	31
広島県人権問題職場研修実施要綱	県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の理念に根ざした社会の確立に向け、それぞれの行政分野において、適切な対応が行える力を培うことを目的とした人権問題職場研修の実施について定めたもの。	32
ふ		
プラチナ大学	高齢者の社会参画や地域活動をより一層促進するため、地域で活躍する人材の育成を目的として、広島県が市町と連携して開講。	11
プロバイダ	インターネットサービスプロバイダ。インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のこと。	27
ほ		
暴走族・少年非行防止対策会議	「広島県暴走族追放の促進に関する基本方針」に沿った非行少年及び非行少年グループ対策を含む暴走族・少年非行防止対策促進計画を策定し、県民一体となって総合的に推進することを目的とする会議。(平成12年10月25日設立、平成24年11月12日より現在の名称に変更)	9
法定雇用率	「障害者雇用促進法」により、一定以上の規模の事業主に達成が義務付けられている障害者実雇用率。	12, 14
法務省の人権擁護機関	法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体。	27
ま		
マタニティハラスメント	妊娠・出産・産前産後休業、育児休業等に関する上司や同僚からの嫌がらせのこと。また、事業主による妊娠・出産等を理由にパートとするような労働契約の内容の変更を強要するなどの不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において禁止されている。	5

2 関係法令

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	4
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	4
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）	4
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）	4
DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	4, 5
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）	4
児童福祉法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	8
教育基本法	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）	8
児童福祉法等の一部を改正する法律	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）	8
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）	8
いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	8
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）	8
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）	8
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号）	10
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）	10
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	12

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）	12
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）	12
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）	12
地対財特法	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）	15
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）	15
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）	17
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 29 年法律第 89 号）	17
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	21
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）	21
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）	21
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）	23
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）	25
犯給法施行令	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号）	25
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）	27
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	27
北朝鮮人権侵害対処法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号）	29
アイヌ施策推進法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）	30